

# 法改正後の受動喫煙対策について

## 世論調査結果【概要】



国立がん研究センター がん対策研究所

National Cancer Center  
Institute for Cancer Control

令和5年5月31日

## 調査の背景

- ✓ 5月31日は「世界禁煙デー」
- ✓ 令和2年（2020年）4月に改正健康増進法が施行された
- ✓ 多数の人が利用する施設は原則屋内禁煙となり、罰則も求められた
- ✓ 喫煙専用室等を設置する施設の入り口には標識の掲示が求められた
- ✓ 望まない受動喫煙が生じないように、配慮義務が求められた



## 目的

以下、世論の状況を把握する

- ✓ 法改正後3年が経過した現時点での理解状況
- ✓ 標識に関する認知度
- ✓ 他人の煙に対する意識
- ✓ 屋内喫煙室や屋外喫煙所についての意識

**本日は概要をご報告**

# 改正法

## 子どもや患者等に特に配慮すべき施設 ▶ 詳細

- 学校、児童福祉施設
  - 病院、診療所
  - 行政機関の庁舎
- 等

### 敷地内禁煙

屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

2019年  
7月1日から

## 上記以外の施設\* ▶ 詳細

- 事務所
  - 工場
  - ホテル、旅館
  - 飲食店
  - 旅客運送事業船舶、鉄道
  - 国会、裁判所
- 等

\*個人の自宅やホテルの客室など、人の居住の用に供する場所は適用除外



経営判断等

## 【経過措置】 ▶ 詳細

- 既存の経営規模の小さな飲食店  
個人又は中小企業が経営 / 客席面積 100㎡以下

### 原則屋内禁煙（喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要）

経営判断により選択

店内禁煙



屋内禁煙

喫煙のみ可



喫煙専用室設置

飲食等も可



加熱式たばこ専用の喫煙室設置

室外への煙の流出防止措置

2020年  
4月1日から

### 喫煙可能な場所である旨を掲示することにより、店内で喫煙可能

全ての施設で喫煙可能部分には、

- ① 喫煙可能な場所である旨の掲示を義務づけ
- ② 客・従業員ともに 20 歳未満は立ち入れない

喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は、非喫煙スペースへの 20 歳未満の立入りは可能。

飲食可




店内での喫煙可

- 屋外
  - 家庭
- 等

### 喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮

(例) できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をするよう配慮。

子どもや患者等、特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所等では喫煙をしないよう配慮。

2019年  
1月24日から

# 調査の概要

- (1) 実施期間 令和5年4月19日（水）～4月26日（水）
- (2) 実施方法 インターネット・アンケート調査（株式会社ネオマーケティングへ委託）
- (3) 回答者 18歳以上の男女：2,029人 うち20歳以上：2,000人  
喫煙者1,000人、非喫煙者1,000人。それぞれ姓年齢別に割り付け（下表）  
全体に占める割合（母集団構成比）は、喫煙率で調整して復元（図）

表 年代別・喫煙状況別の回答者数（20歳以上）

	男性			女性			男女
	喫煙	非喫煙	計	喫煙	非喫煙	計	合計
20代	91	56	147	26	65	91	238
30代	129	55	184	28	73	101	285
40代	183	67	250	50	93	143	393
50代	145	66	211	58	83	141	352
60代	129	61	190	37	84	121	311
70代以上	97	115	212	27	182	209	421
合計	774	420	1194	226	580	806	2000

注) 18歳・19歳については、割当なく期間内の回答を全数回収した結果、29人であった。

【全体】喫煙状況別

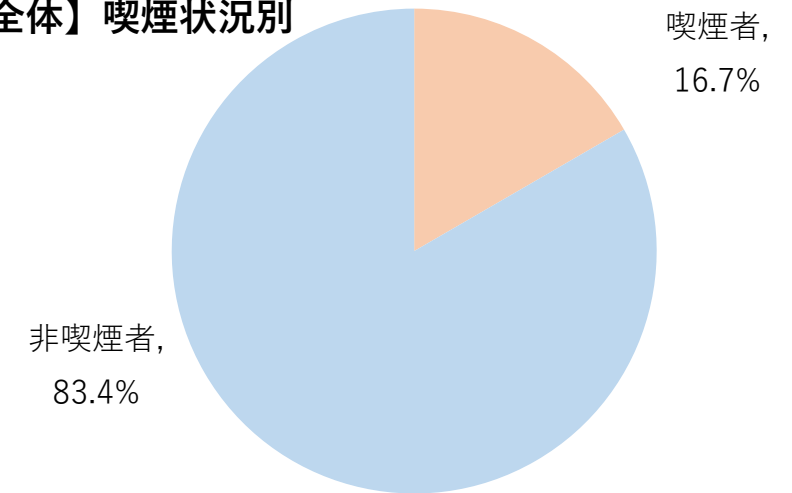
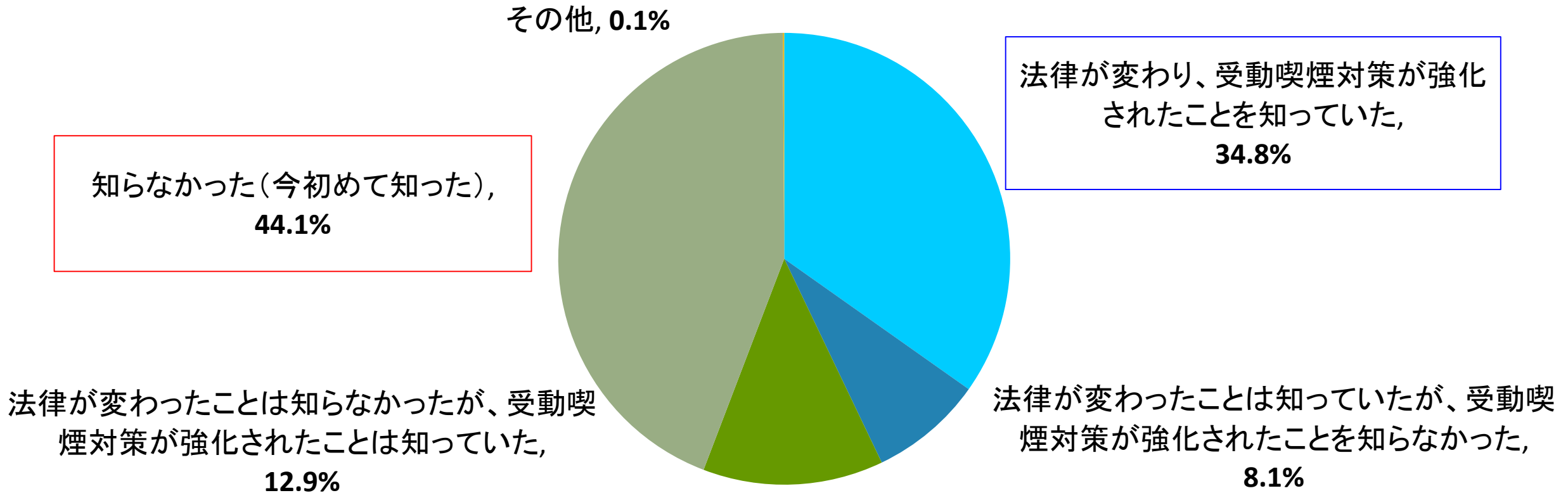


図 喫煙率に応じた調整（ウエイトバック）

## 【20歳以上全体】受動喫煙対策が強化されたことの認知状況

2020年4月、受動喫煙を防ぐための法律が変わり、望まない受動喫煙（他人のたばこの煙にさらされること）が生じることがないように、対策が強化されました。

あなたはこの法律が変わり、受動喫煙対策が強化されたことを知っていますか。

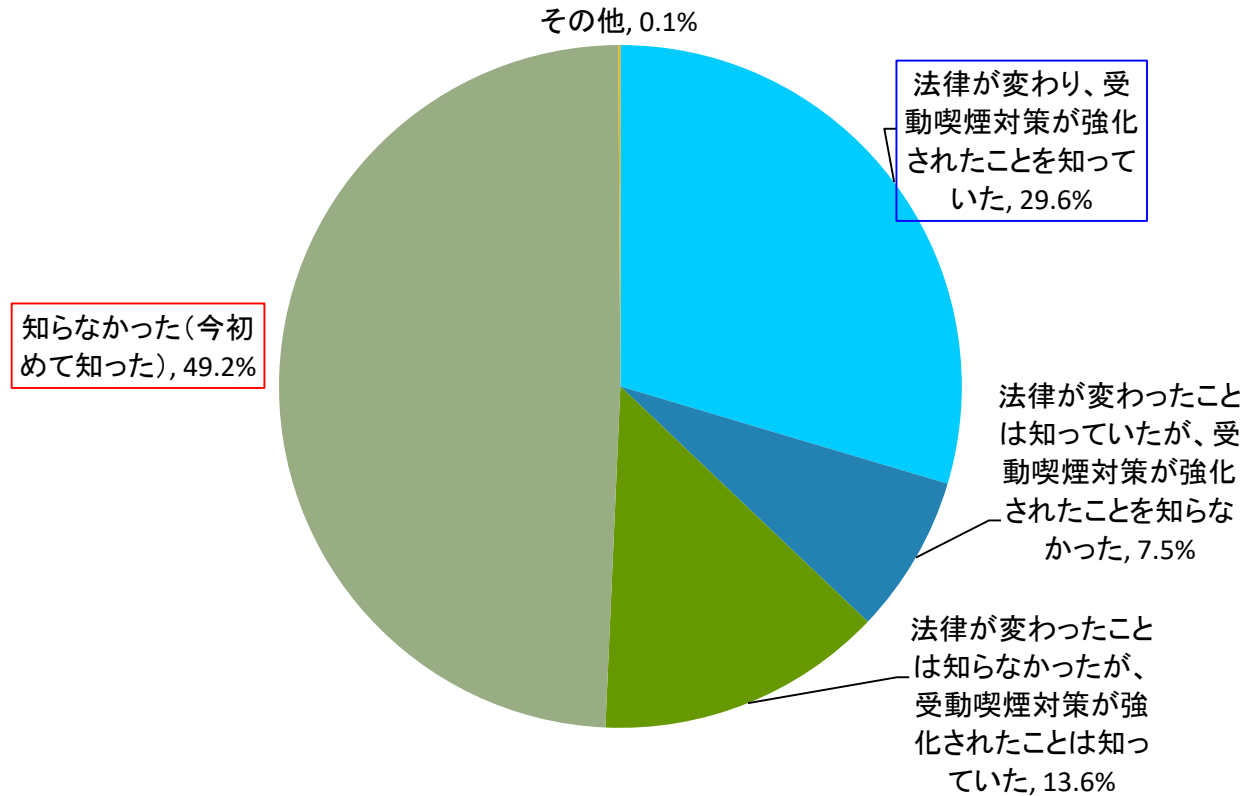


# 【20歳以上全体】受動喫煙対策が強化されたことの認知状況

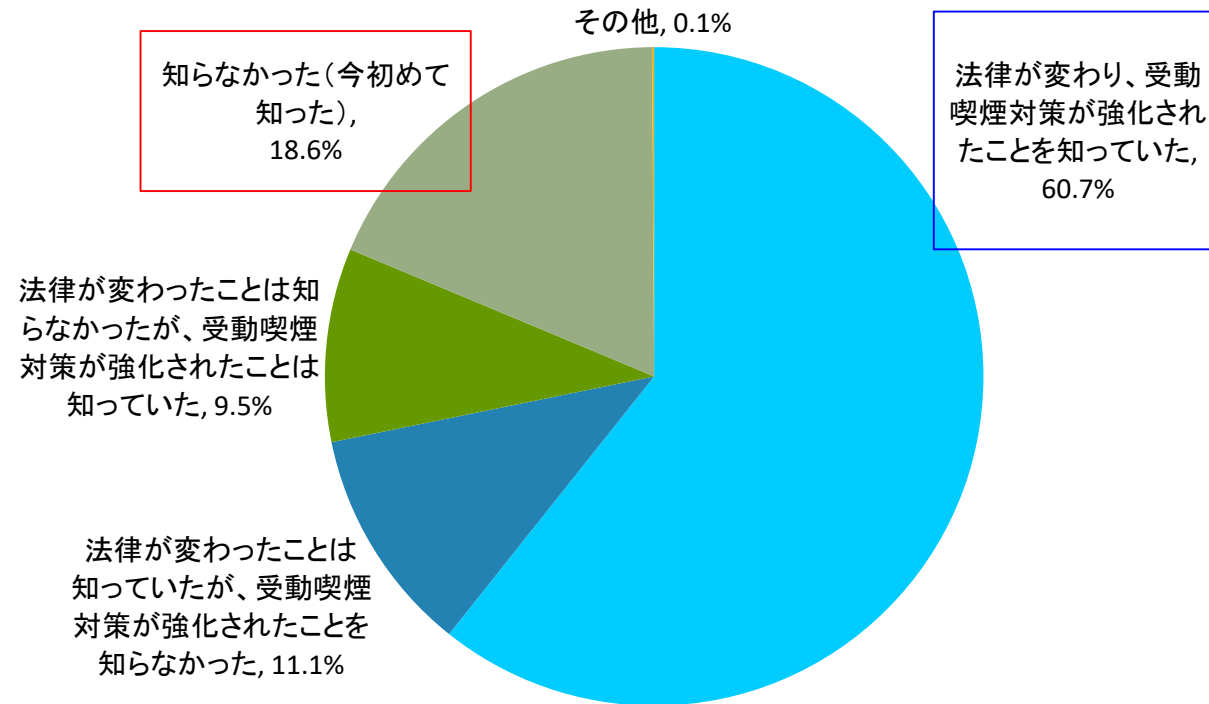
2020年4月、受動喫煙を防ぐための法律が変わり、望まない受動喫煙（他人のたばこの煙にさらされること）が生じることがないように、対策が強化されました。

あなたはこの法律が変わり、受動喫煙対策が強化されたことを知っていますか。

【非喫煙者】（N=1000）



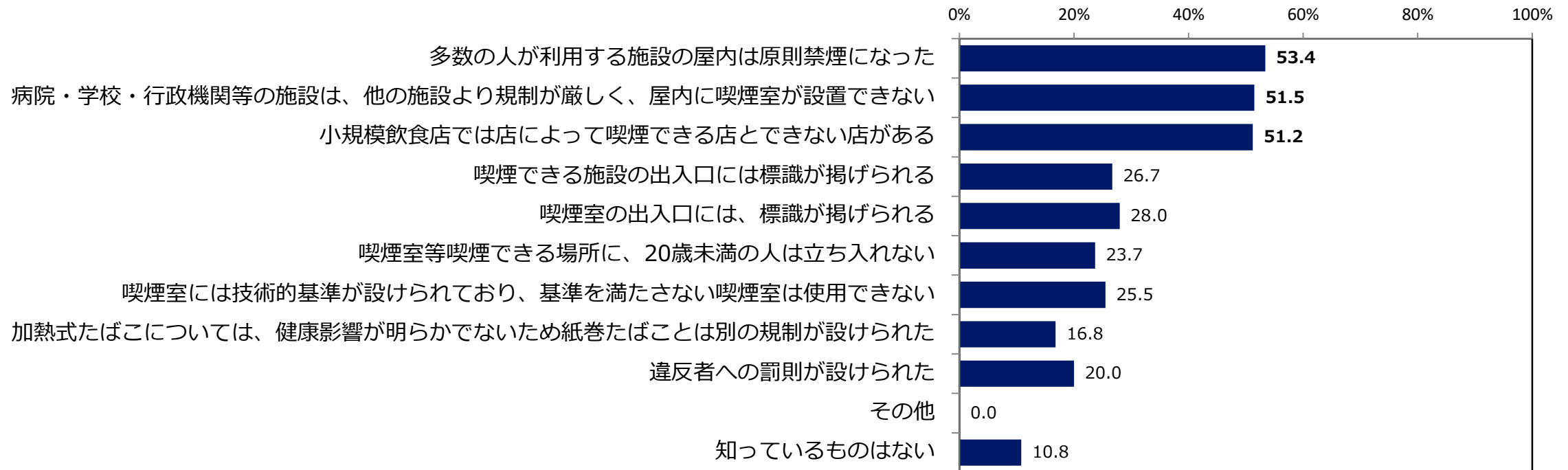
【喫煙者】（N=1000）



法律が変わり受動喫煙対策の強化について知っている方は、非喫煙者より喫煙者の方が多かった。

# 受動喫煙対策の強化について知っていること

2020年4月、受動喫煙を防ぐための法律が変わり、望まない受動喫煙（他人のたばこの煙にさらされること）が生じることがないよう、対策が強化されたことについて『1.法律が変わり、受動喫煙対策が強化されたことを知っていた』～『3.法律が変わったことは知らなかったが、受動喫煙対策が強化されたことは知っていた』と答えた方にお伺いします。法律が変わったこと、受動喫煙対策が強化されたことについて、以下に具体的な内容をお示しします。この中で知っていることをすべてお答えください。

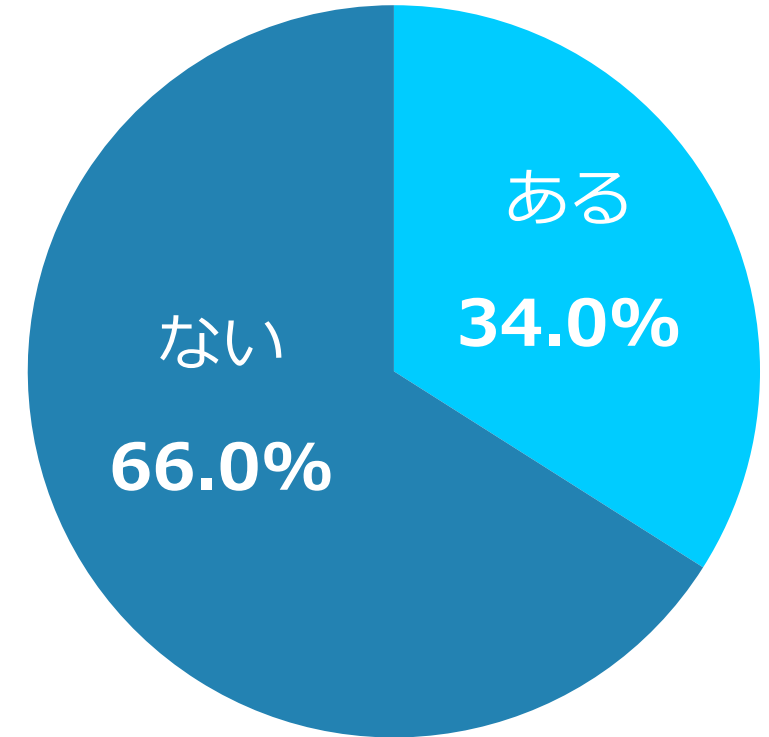


- 「多数の人が利用する施設の屋内は原則禁煙になった」 53.4%
- 「病院・学校・行政機関等の施設は、他の施設より規制が厳しく、屋内に喫煙室が設置できない」 51.5%
- 「小規模飲食店では店によって喫煙できる店とできない店がある」 51.2%
- 「喫煙できる施設の出入り口には標識が掲げられる」 26.7%
- 「喫煙室等喫煙できる場所に、20歳未満の人は立ち入れない」 23.7%
- 「喫煙室には技術的基準が設けられており、基準を満たさない喫煙室は使用できない」 25.5%



# 【20歳以上全体】喫煙環境を示す標識を見たことがあるか

以下のような喫煙環境を示す標識を飲食店等で見ただことがありますか。  
※ 全く同じ標識ではなくても事業者が作った同様の標識もあります。



- 喫煙環境を示す標識を飲食店等で見ただことが「ある」のは34.0%で、半数に満たない

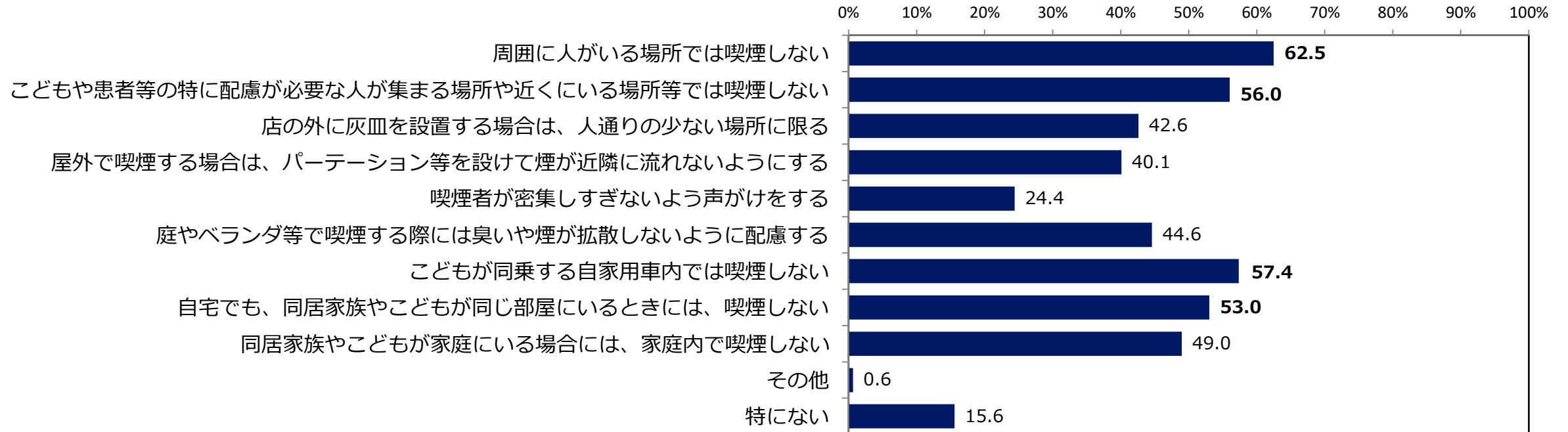


施行後3年が経過した現状も、なお普及啓発に課題がある



# 【20歳以上全体】 良いと思う配慮

法律では、路上等の屋外や自宅等の私的空間であっても望まない受動喫煙の生じることのないよう、配慮することを求めています（配慮義務）。あなたが良いと思う配慮にあてはまるものをすべてお答えください。



- 「周囲に人がいる場所では喫煙しない」 62.5%
- 「子どもが同乗する自家用車内では喫煙しない」 57.4%
- 「子どもや患者等の特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所等では喫煙しない」 56.0%
- 「自宅でも同居家族や子どもが同じ部屋にいるときには喫煙しない」 53.0%

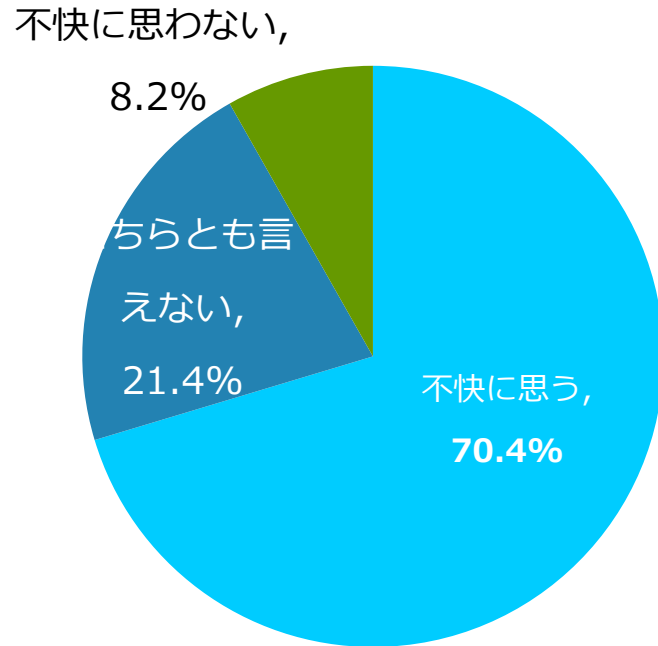


**人がいる場所、特に子どもがまわりにいる場所では喫煙しないことと認識されている**

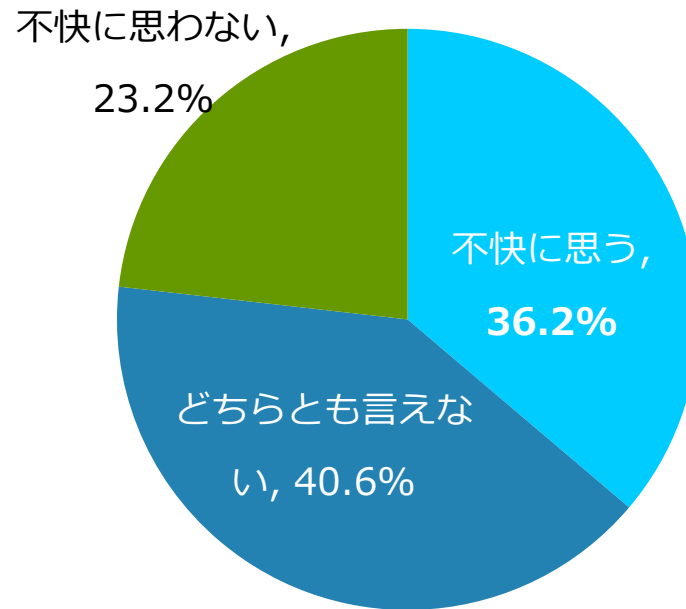
# 周りの人のたばこの煙について

あなたは、受動喫煙（他人のたばこの煙にさらされること）を不快に思いますか。

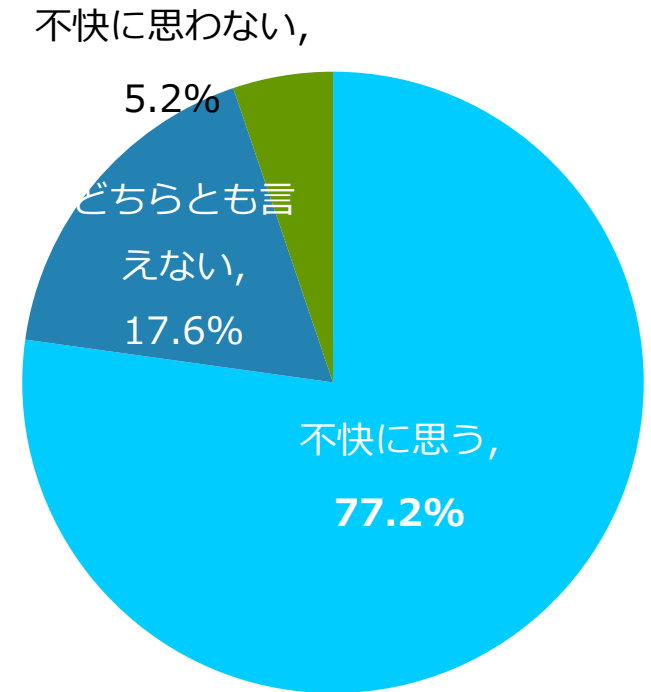
【20歳以上全体】



【喫煙者】 (N=1000)



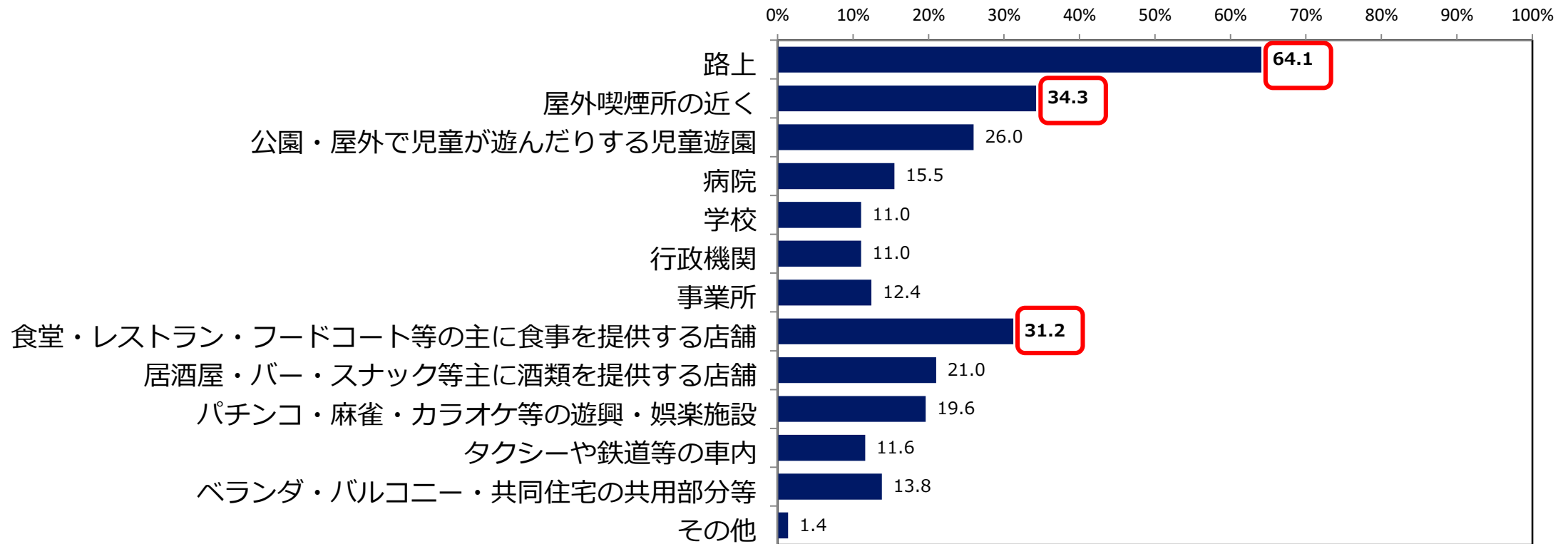
【非喫煙者】 (N=1000)



- 20歳以上全体では**半数以上の70.4%**が「不快に思う」
- 喫煙者でも**36.2%**が、周りの人のたばこの煙を「不快に思う」
- 非喫煙者は**77.2%**では「不快に思う」

# 受動喫煙で不快な思いをした場所

あなたが受動喫煙で不快な思いをした場所をすべてお答えください。



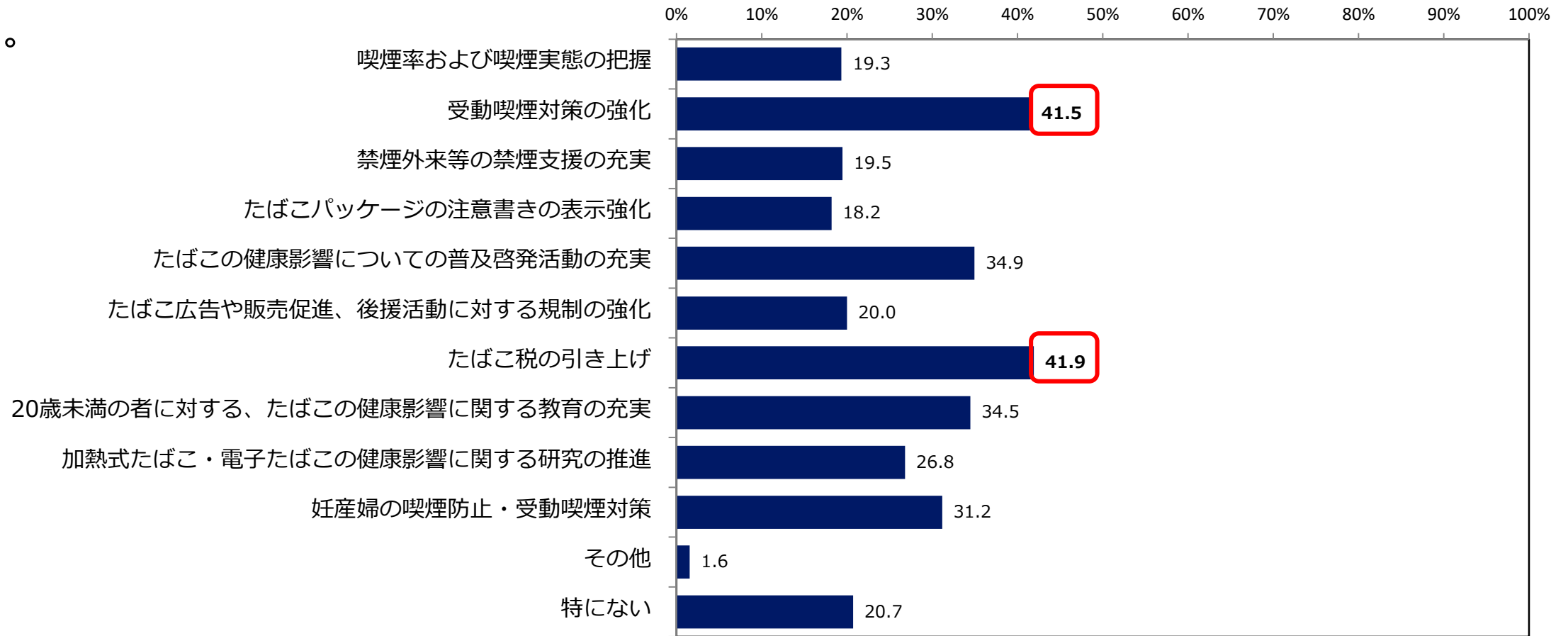
- 「路上」が最多の64.1% , 「屋外喫煙所の近く」 34.3%
- 「食堂・レストラン・フードコート等の主に食事を提供する店舗」 31.2%



改正法により屋内の受動喫煙対策が進み、屋内で他人の煙で不快に感じるものが少なくなったため、路上や屋外喫煙所の近くなど屋外で不快に感じる機会を認識するようになってきたのではないかと考えられます。

# 【20歳以上全員】政府として力を入れてほしいたばこ対策

たばこ対策について、政府として力を入れてほしいと思うことをすべてお答えください。



- 「たばこ税の引き上げ」が最多で41.9%, 「受動喫煙対策の強化」が41.5%とほぼ同率
- 「たばこの健康影響についての普及啓発活動の充実」 34.9%
- 「20歳未満の者に対する、たばこの健康影響に関する教育の充実」 34.5%

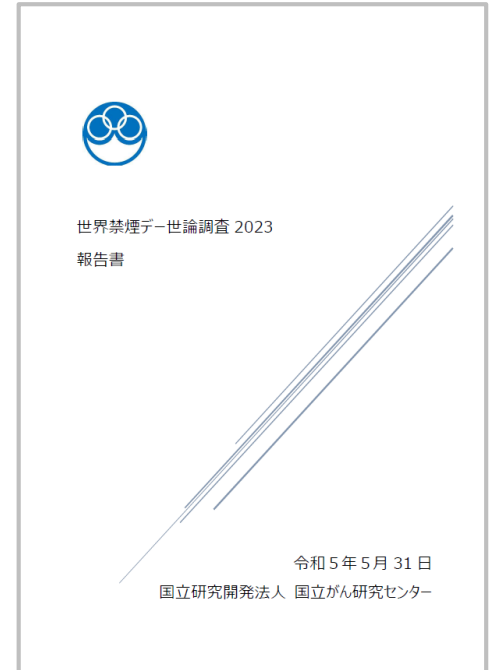
## まとめ

- ✓改正法に伴う受動喫煙対策の強化についての認知度・理解度は全体で**3割台**と低く、普及啓発が重要な課題
- ✓喫煙環境を示す標識を見たことがあるという回答は少なく、**標識の掲示促進**や**認知向上**の取り組みが求められる
- ✓他人の煙を不快と感じる人の割合は高く、**周囲に人がいる場所では喫煙しない配慮**を求める意見が強い
- ✓他人の煙を不快に感じた場所は**路上**が多い。屋内での受動喫煙対策が進んだことから、屋外での課題が認識されるようになってきた可能性がある
- ✓政府として力を入れてほしいと思うたばこ対策には、**たばこ税の引き上げ**、**受動喫煙対策の強化**が挙げられた

# 本件に関するお問い合わせ

調査報告書は、国立がん研究センターのホームページよりご覧頂けます  
今回はご紹介できなかった内容も記載しています

- ✓ 路上や自宅等での配慮義務について
- ✓ 喫煙できる場所に入ることについて
- ✓ 喫煙室や喫煙所を設けることについての認識 など



喫煙の課題や対策については  
「喫煙と健康」もご覧ください。